

## ワンルームマンションの建築におけるごみ集積施設設置基準(H27. 4. 1改正)

ごみ集積施設(以下「集積施設」という。)の設置にあたっては、収集車両、作業員等の活動、住民の利便、交通の状況を考慮して、下記の基準に従い設置すること。

### (1) 対象

集積施設は、ワンルームマンションの建築を対象とする。ただし、ワンルームマンションの建築については、地元町内自治会長の同意(原則として同意書を添付)が得られれば対象から外すことができる。

### (2) 規模

#### ①

計画戸数	ごみ集積施設用地の面積
20戸以下	2㎡以上の面積を確保すること。
21戸以上 200戸以下	2㎡に20戸を超えた戸数1戸当たり 0.075㎡を加えた面積以上確保すること。
201戸以上	15.5㎡に200戸を超えた戸数1戸当たり 0.05㎡を加えた面積以上確保すること。

② 集積施設の面積は、実際にごみを排出できるスペース(有効面積)とする。

③ 集積施設を分散し数箇所に設置する場合、1箇所の最低面積は2㎡以上とする。

### (3) 位置等

① 原則として建築物の敷地内の地上部分に設置し、幅員5m以上の道路に面すること。やむをえず地下等、地上以外の位置に設置する場合は、収集車両が容易に直接この施設まで乗り入れ、退出できる通路、旋回場所及び有効高を確保すること。

② 建築物の敷地の奥(敷地が接する道路から5m以上離れた場所をいう。)に設置する場合は、敷地内通路の幅員を5m以上確保するとともに、収集車両が幅員5m以上の他の道路に接続し、又は容易に転回できるスペースを確保すること。この場合において、収集車両がピロティを通行する場合にあっては、ピロティの有効高を4m以上確保するものとする。

③ 集積施設は、収集車両との間に電柱(支柱を含む)、交通標識、ガードレール、植栽等の障害物のない位置とすること。

④ 集積施設前面の道路勾配は、5%以内とすること。

⑤ 収集車両が作業するに際し、道路交通法上支障のない場所に設置すること。

ア. 原則として交差点から5m以上離すこと。

イ. バスの停留所から10m以上離すこと。

- ウ. 横断歩道から5m以上離すこと。
- ⑥ 道路の角及び車両出入口等の隅切から極力離して設置すること。
- ⑦原則として1棟に1箇所設置すること。
- ⑧近隣住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮して設置すること。(集積施設に関して近隣住民との間に紛争が生じた場合は、自主的に解決にあたらなければならない。)

#### (4) 仕様

- ① 道路及び敷地内通路に面する辺の長さは2m以上とする。また、奥行は道路に面する辺の長さを超えてはならない。
- ② 屋根、扉をつける場合は別途協議すること。
- ③ 水栓等給水施設を設置する場合の排水は、汚水管に接続するとともに、当該汚水管に雨水が流入することのないよう留意すること(詳細については、下水道担当課と別途協議すること。)
- ④ 集積施設内にごみ収納庫を設置する場合は、集積施設内に資源物収集用コンテナ等が置けるスペースを確保すること。

#### (5) その他

- ①事務所等の事業所が入居する場合、事業所から排出されるごみと、住宅から排出されるごみを分けて排出できるようにすること。
- ② 事業所が、大規模小売店舗または事業用延床面積が3,000㎡以上の建築物に該当する場合、「事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要綱」の対象となるため、別途協議が必要となる。

ごみ集積施設標準構造図 (単位：mm)

「雨水管に接続する場合」

